

令和4年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第1回 障害者部会

○I 部会長 それでは、議題の1、第2次東大和市障害者総合プラン令和3年度実施状況についてであります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉係主事） それでは、事務局の小川のほうから説明をさせていただきます。

事前にお配りしました、第2次東大和市障害者総合プラン令和3年度実施状況報告書、このホチキス止めの冊子のほうを使いましてご説明させていただきます。

1 ページを開いていただきまして、左側に令和3年度実施状況の報告というようなページがあります。

今回の第2次東大和市障害者総合プランにつきましては、この障害者地域福祉審議会障害者部会の皆様に策定の作業を担っていただきまして、今年度から3か年の計画として策定されておるものであります。

したがいまして、今年度、この新しいプランに基づく初年度ということになります。そういうことで、左側のページのところにありますけれども、事業達成度の評価及びその理由についてというところで説明をしておりますが、目標をどの程度達成できたかということとを数字で表すとともに、評価の理由についても掲載しております。計画初年度に当たるため、評価の基準については、3が順調、2がおおむね順調、1が着手、ゼロが未着手、横棒が対象外というような表記になっているところをご承知していただければというふうに思います。

そして、右側のページで、各取組項目について書かれておりますけれども、作りをご説明いたしますと、1-1 障害者差別解消法に基づく取組というところで説明を差し上げますと、一番左が取組項目、その下に「重点施策」とか「継続」等書いてあります。「重点施策」というのは、この報告書で一番最後のページに3つ重点施策を掲げております。それに該当する取組項目だというような表記です。それから、「継続」とここには書いてありますが、修正あるいは新規というような区分になっておりますので、今回のご説明では、主に新規ですとか、この重点施策に該当するような項目について主に説明を差し上げたいというふうに考えております。

その次に、その取組項目についての内容の表記、ここまでの計画書に書かれている内容です。そして、その隣が令和2年度の実施状況（参考）となっております。こちらは、これまでの実施状況報告書ではなかった欄なんですけれども、前回のご審議の中で、前年度と比較ができると分かりやすいというようなご指摘がありましたので、今回からこの前年度、令和2年度の実施状況も付記をさせていただいております。なので、ちょっと文字が全体的に小さくなって非常に読みづらいところもございますが、ご了承願えればというふうに思います。

その隣が令和3年度の実施状況、それから数値による評価、それから評価の理由。この

計画書の中では、令和5年度、最終年度の目標が書かれているということです。そして、一番右が担当課というような作りになっておりますので、その旨でお読みいただければというふうに思います。

具体的な説明に移ります。

まず、この計画においては第4章、計画書でいうと37ページからになります。それから、第5章というのがその後にあります。

第4章については、この計画においては3つの計画が1つの計画として束ねておりますけれども、第5次東大和市障害者計画ということで、障害者基本法に基づく市の障害者施策全体の大系を示すような内容の部分であります。

その中に目標が4つございますが、まず初めが、目標1、自立を支える基盤の整備と充実という章であります。この中で、この1ページの1-1障害者差別解消法に基づく取組については、重点施策の1になっております。平成28年に施行された障害者差別解消法に基づく取組を進めていくというところでございますが……

○I部会長 傍聴の方がお一人見えたようですけれども、傍聴していただいでよろしいでしょうか。

じゃ、お入りいただいて。

○事務局（小川障害福祉係主事） じゃ、引き続き説明をいたします。

こちらのほうは、職員向けの研修会ですとか、市民向けの啓発活動等を行うということになっておりますけれども、ほかの部分の事業にも影響が出ているんですけれども、やはり新型コロナウイルス感染症の対策ということで様々な事業が実施できなかったというようなことがございます。そういう中で、自立支援協議会生活部会で啓発の部分に当たりますけれども、コロナ禍における合理的配慮についての啓発動画の作成に取り組んだというところが新しい取組としてございます。

お手元に、今日、机上で配付したオレンジのチラシがあります。こちらがそれに当たるものでありますので、市の公式動画チャンネルのほうに掲出をしておりますので、ぜひこのQRコードからも視聴することができますので、ぜひ見ていただければというふうに思います。

次に、1-2虐待防止対策の実施ということで、こちら重点施策1の中に入っております。こちらのほうは、虐待防止の研修会を実施するというところで、令和2年度はやはりコロナ感染症防止の観点から中止となりましたが、令和3年度においては、虐待防止のための意思決定支援についての研修会ということで実施をしまして、43名の参加があったと。この研修会も、やはりコロナ対策ということで、リモートと、それから集合のハイブリッドのような形で実施をいたしました。

続いて、少しページが飛びますけれども、4ページです。

4ページは、関係機関のネットワーク構築というような目標であります。この中で、新

規の取組として4ページ、5ページにそれぞれありますけれども、3-2地域生活支援拠点の整備・充実ということで、こちらのほうは重点施策2に該当する新しい施策です。

こちらは、国のほうで全国の各市町村でこの地域生活支援拠点の取組をなささいということになっておりまして、それに基づいて、東大和市においては令和2年度からこの拠点を整備し、事業を開始したというところであります。支援対象者は24名ということで、先ほど、冒頭の部長のご挨拶の中にもありましたが、障害のある方の重度化、それから高齢化というところで、親亡き後を見据えて、そういうリスクが高い方を抽出して、重点的に支援を行うということで、24人の方がその支援対象者になっているということです。評価としては2で、今後さらに拠点の機能としての充実を図っていく必要があるというような評価であります。

5ページの3-3精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議という長い名称の会議ですけれども、こちらのほうも国のほうで精神障害の方についての、この地域生活を支えるための協議の場を設けるということが国から求められておりますので、それを踏まえて、平成31年度からこの会議を当市においては設置し、運営をしております。会のメンバーとして、どうしても医療関係の方が多いいということもあって、やはりコロナの関係でなかなか開催回数が、予定していた回数より開けなかったということもあって、また課題が多岐にわたるため、その整理をまずしていかなければいけないというところで、評価としては2になっております。

続いて6ページからです。目標に、自立を支えるサービスの充実ということで、こちらのほうでは、各種の障害のある方に向けたサービス等について記載をしておるところです。

まず、1のサービス利用の支援ということで、項目が掲げられておりますけれども、右側の7ページ、1-6事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成というのが重点施策3に該当しております。これは障害の分野だけではないですけれども、介護、福祉全般で人材を確保するのが困難な状況の中で、市としても、この人材の確保・養成の部分に取組をしていこうということで、市としては、知的障害者の移動支援の従業者の養成研修、重度訪問介護事業者の養成研修、それから、たん吸引等医療的ケア支援者の養成研修という3本の養成研修を行っておるということです。ただ、その中の1本については、やはりコロナの感染予防の観点から中止となってしまうております。

その下の、1-7障害福祉関係職員の研修参加の促進ということで、障害福祉に関わる職員のスキルアップということを図っていくために、東京都等で開催する研修に積極的に参加をしていこうということです。こちらについても、研修の開催形態が、やはりコロナの影響でオンライン、あるいは書面開催というような形になっておりますけれども、積極的に参加し、資質向上に努めたということです。

その下の、1-8も新しい項目で、相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上ということで、障害福祉サービスの利用が増えるに伴って、そのためにサービス等利用計画を作

成する相談支援事業所の整備が急務になっております。そのため、事業所開設の相談があった際には、相談支援事業所も併せて実施するようなことを勧めるというような取組ですとか、相談員の資質向上という部分では、相談部会という相談支援事業所の連絡会の中で事例検討等を行って、資質向上を図ったということです。

まだ、ここの部分は十分に組み立てていないところもありまして、今後、相談支援専門員のスキルアップのための独自の研修等も考えていく必要があるということでもあります。

続きまして、8ページから、日常生活の支援の様々な施策が掲載してあります。

その中で、9ページの一番下、3-7緊急一時保護及び支援事業の実施というところで、こちらが地域生活支援拠点の事業の一つとして緊急時の対応というような取組がありますがけれども、その中で、令和3年度からの新たな取組として、緊急時よりそい支援事業を開始しました。こちらのほうは、事業所にあらかじめ登録をしていただいて、例えば通所の事業所で、帰りの時間が決まっているわけですがけれども、急用ですとか、保護者の方の急病等で、その時間にどうしてもおうちに誰もいなくなっちゃうとか、そういうような事態が発生したときに、通所の事業所で少し時間を延ばして対応していただいて寄り添っていただくというようなものであります。

39事業所が登録いただいて、件数としては25件ございました。特にコロナ感染で、例えばグループホームで通所に行けなくて、グループホームのほうで日中も支援するとか、そういうようなことで、コロナ関連での対応というところも、緊急対応というようなところもございました。

続いて、次のページの10ページの一番左上、3-8自立体験事業、こちらのほうも重点施策の2、拠点の事業の一つとして位置づけております。こちらのほうは、今年度から飛び立ち支援というような事業を始めましたけれども、それともう一つ、施設型という総合福祉センターは〜とふるに宿泊型自立訓練というサービスがあります。そちらを活用して自立につなげていくというようなことで、利用者が1名ございました。

それから、10ページからは、情報・コミュニケーションの支援というような施策であります。その中で、新規の事業が11ページの4-5情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営という取組がございます。こちらについては、協議の場に向けての研究・情報収集等を行うというところにとどまっておりますので、評価としてはゼロということになっております。

少しページが飛びます。16ページ、目標3ライフステージに対応した支援の充実ということで、それぞれのライフステージにおいて支援を切れ目なく実施していくというような趣旨の施策であります。したがって、ここの取組では、障害福祉課の取組だけではなくて、庁内の各部署での取組ということが広く取り上げられております。

この中で、17ページの1-5通常学級における障害のある児童・生徒の介助という項目が新しい項目になっております。障害がある児童や生徒が市内の小・中学校の通常学級

に通学するとき。後ほど、この左側の発達障害の早期発見と支援のところでもちょっと触れておりますけれども、市内では小・中学校において、固定級の特別支援学級、それから通級学級等が整備されてきておりますけれども、そういう特別級ではなく通常の学級で学びたいというような障害のある方への配慮ということが必要であるということで、新規の項目になっております。この中では、小学校の通常学級に在籍する配慮が必要な児童5名に対して、介助員を配置して対応しているというようなことが取り組まれているということです。

続いて、18ページ、19ページですけれども、19ページの1-10医療的ケア児の支援体制の整備ということが新しい項目になっております。昨年の9月に医療的ケア児支援法という法律が整備されまして、全国でこの医療的ケア児というのが約2万人、医学の進歩等も背景にして、年間1,000人ずつぐらいいく増えているというようなことが報告をされております。それに伴って、一般的に重症心身障害児で医療的ケアが必要な方だけでなく、身体のほうには大きな障害がなくても、医療的ケアが必要だというような児童の方が増えているということで、それらを含めた横の連携が必要だということで、目標に定めております。この中で、保育課のほうでは、認可保育園における看護師の加配に係る経費を支援できるよう、基準の改正をしたと、そういうような取組が一部進んでおります。障害福祉課のほうでは、この協議の場の設置を検討するために、多摩地区26市の状況について調査を行いました。

続いて、20ページ、21ページで、就労の支援というところであります。こちらのほうは、総合福祉センターは～とふるに障害者就労支援センターというものを設けて、そちらを中心に福祉就労から一般就労に向けた支援ということを積極的に取り組んでおります。その中で、この計画において新しい取組として、21ページの2-7、2-8が新しい取組であります。1つは、農福連携というようなことが全国的に進みつつあります。農業分野で人手不足というところと、障害のある方の働き場としての農業の重要性というようなところを考慮して、農福連携というようなことで進めていこうというところですよ。

東大和市においてもそのところを考えていく必要があるということでもありますけれども、なかなかこの取組は今のところまだちょっと進んではいないということでもあります。障害福祉課としての取組では、就労支援センターのほうで適正に応じて農業分野での就労を望む人への支援ということで、実際、就労は市内ではなくて埼玉ですとか、そういうところでももう少し規模が、東大和市の農業はどうしても規模が小さいので、そこで雇用するというのはなかなか難しい側面があります。もうちょっと大規模なところでそういう雇用が進んでおりますので、それぞれの障害特性で農業分野を望まれる方にはそういうような支援を行っているということです。

それから、産業振興課のほうでも産業振興計画の中でこの農福連携のことを定めておりまして、取組を進めるということですよけれども、現状では農家が求めている季節労働の中

での連携のイメージが形として見いだせていないというような状況であります。

次に、市役所における障害者のある人の雇用の促進というところに関しては、法定雇用率がそれぞれの企業や公共団体に定められております。そういう中で障害者雇用を進めていくということですが、令和3年度においては応募者が6名、内定が1名ありましたが、結果、辞退者が出てしまったということで、法定雇用率の達成にまだ届いていないということでもあります。

続いて、少し飛んで24ページです。これは目標4の共生社会実現を目指した地域づくりというところの取組であります。

24ページの1-2の障害のある人への理解のための啓発活動というところが重点施策に当たっております。ここでは、なかなかイベント系の取組については、新型コロナウイルスの感染症の影響が大きくて、令和2年度は実施できなかったんですけども、令和3年度に障害者週間に合わせて市内作業所スタンプラリーを実施したと。地域自立支援協議会のほうの事業として実施をしたというところがありますので、3年度としては評価を少し上げておるところであります。

こちらについては、今年度も取組をしていくということで、当日、机上のほうにお配りしました「スタンプラリー障害ってなあに？」というのが今年度の取組になっておりますので、最後のその他のところでまたご案内をしたいと思います。

続いて、25ページです。共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成ということで新たな項目になっているところが、高齢者ほっと支援センターとの連携という2-2です。こちらのほうは、先ほど来紹介しておりました地域生活支援拠点、それから、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進会議、これらに高齢者ほっと支援センターのほうからも委員として出ていただいて、高齢者と障害者というところが非常に課題が重なる部分がございますので、そこでの連携を強めていったということです。

続いて、26ページ、同様に2-3くらし・しごと応援センターそえるとの連携ということで、こちらも同様の連携をして、生活困窮者自立支援法という法律に基づいて、市ではそえるという機関を設けて、困窮に陥らないように水際でせき止めるというか、そういう取組をしております。そういう方たちの中で、やはりなかなか障害、実は困窮者の中で障害が理由になって働けないとか、そういうふうな方が多くいらっしゃいます。そうした場合には、障害福祉課のほうと連携をして、就労に向けた支援をすとか、そういうようなケースが非常に増えておるところであります。

それから、続いて28ページです。こちらのほうでは、感染症拡大防止等の取組ということが新しい、コロナの状況を踏まえてということでもあります。ここでは、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業ということで、事業所でのPCR検査や抗原検査の費用の補助、それから在宅要介護者受入れ事業ということで、家族が感染した場合、要介護者に必要な介護サービス等を提供するというような、事業として

はこういうような取組を行っております。

それから、啓発的な部分では先ほどと重複しますが、自立支援協議会のほうでの動画作成というものに取り組んでいるということです。

29ページから第5章に移ります。こちらのほうは、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、それから児童福祉法に基づく障害児福祉計画において定められたサービス等について、数値目標を定めるとともに、その達成のための方策を定めるということが規定されておりますので、それに基づいた数値目標等が記載されているということになります。

まず、第1の訪問系サービスが29ページであります。

30ページの日中活動系サービスです。こちらの中で、日中の場として生活介護等が重点施策2に該当をしております。生活介護につきましては、比較的障害が重たい方が日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動等を行うということで、通所系のところを見ていただくと、令和2年度で117人が、令和3年度135人ということで、18人増えております。本計画においては、令和5年度167人ということで、比較的、先ほどの障害のある方の障害の重度化、それから介護者本人の高齢化というようなことで、こちらのサービスは増えていくだろうという見込みを立てておりますけれども、かなりの割合で増えているというような状況で、今後の地域でのサービス体制の充実が必要であるというふうなところが考えられます。

それから、一番下の2-2-4の就労継続支援のB型というの、いわゆる作業所であります。こちら令和2年度が272人、令和3年度が298人ということで、26名増えております。こちらは、就労Bから生活介護への移行が増えるだろうという見込みのもと、生活介護ほど多く増えるという見込みは立てていなかったんですけども、こちらのほうも生活介護へ移行する者もおりますけれども、新たに就労Bを利用する方も非常に増えていると。特に精神障害の方なんかが増えているような傾向があります。なので、ここも、そういう意味では予想を上回る増加が見込まれるということです。

31ページの一番下の、2-3-3自立生活援助という項目があります。こちらのほうは、令和2年度利用者ゼロが、令和3年度にはお1人おります。令和3年度から1人支給決定をして、地域で施設等から地域移行をする場合に、一定の期間支援をして、自立生活を促すというようなサービスであります。この辺についても、今後利用者が増えていくというような見込みがあります。

32ページ、一番上の地域生活支援拠点等については、やはり重点施策になっておりまして、今後も充実させていく必要があると。この障害福祉計画の中では、特に機能充実のために年1回以上運用状況を検証し、検討していくということが定められておりまして、当市においては、地域生活支援拠点連絡会議というものをそれに充てて、年1回開催をして、前年度の事業の検証等を行っているということです。

それから、次に33ページ、障害児のための施策の中で、一番上の3-1の児童発達支

援についても、これまでの実施状況の中で、3番目の放課後等デイサービスの利用が非常に増えているという報告を何度かさせていただいていますけれども、それがちょっと低年齢化して、児童発達支援のほうの利用者も非常に増えてきたというところが、令和3年度の特徴かなというふうに捉えております。利用者が増加傾向にありさらなるサービス提供体制の整備が必要ということで評価をしております。これについては、市において、やまとあけぼの学園の検討の中で、児童発達支援センターの整備ということ、令和6年度を目途として進めておるといふところでもあります。

それから、3-4の保育所等訪問支援、3-5の居宅訪問型児童発達支援というところも、これまで利用者がゼロだったところが、それぞれ利用者が発生していて、これらに対してサービスを提供する事業所というのが市内には今のところございませんので、今後、体制整備をしていく必要があるということが考えられるということです。

保育所等訪問支援については、先ほど申し上げた児童発達支援センターで実施する事業ということになっておりますので、その開設に併せて提供体制を整えるということを見込んでおります。

次に、34ページ以降、国のほうで新たに設けられた新規の取組項目というところが多くあります。1つは3-7医療的ケア児支援のコーディネーターの配置ということで、先ほど申し上げた、医療的ケア児が増えているという中で、こういうようなものを配置するというようなことを検討しろということです。こちら、先ほどの協議の場のアンケートに併せて、26市の設置状況等の調査を行ったということです。

それから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、会議についてはこれまで述べてきたとおりであります。

それから、サービス利用に関して言うと、34ページの4-2、そちらについては共同生活援助という、これはグループホームです。そちらの利用のほうは従前から多くありますけれども、それに伴って必要と思われる地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等の利用というのが今後必要になってくるであろうということでもあります。

右側の35ページ、相談支援体制の充実・強化のための取組として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、こちら新規の取組であります。こちらについては、地域生活支援拠点の整備に合わせて、市とは〜とふる、ウェルカム、この3か所を基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターを配置して相談支援を行っているということです。

それから、下の地域の相談支援体制の強化という点については、自立支援協議会の相談部会を中心に取組を進めているということでもあります。その中で、事例検討等を行っておりますけれども、今後、相談支援事業者の人材育成に取り組んでいく必要があるということでもあります。

それから、次の第6節障害福祉サービスの質を向上させるための取組というところで、

職員の資質向上のための研修の参加というところがあります。一応、これ、令和5年度の目標が20人に対して24人ということで、目標を上回るような形になっております。

それから、36ページ、こちらにも新しい取組項目で、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有、それから指導監査結果の関係市町村との共有体制というような、そこが求められております。

支払等システムの審査結果の共有というところに関しては、東大和市においては、例月請求の審査において請求誤りを指摘して、請求の適正化を図っております。なかなか、非常にサービスの利用が増える中で、審査結果をきちっと審査をするというのは非常に困難な状況にはなっております。大きな自治体ではそこまでできないというような話もありますけれども、東大和市においては審査体制をとって取り組み、そして、令和3年度はちょうど報酬改定がありましたので、それに対する留意点等を事業所に通知する等の取組を行っているということです。

指導検査については、東京都で行う検査に立ち会いつつ、そこから検査結果の分析等を行うということを想定していますけれども、東京都の指導検査が、やはりコロナの影響で実施されなかったということで、評価が1になっております。

ちょっとページが飛びますけれども、40ページです。こちらは、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の取組ということの一つで、真ん中の7-4というところに成年後見制度利用支援事業というものがあります。こちらのほう、市長申立てに向けて相談支援を行ったということで、令和3年度においては助成件数がゼロになっておりますけれども、令和3年度において相談支援を行って、令和4年度になって申立てにつながるというようなことがありまして、ここでの助成件数はゼロになっておりますけれども、近年においては、先ほどの介護者の高齢化というようなところも含めて、この成年後見についての需要というところが増えておるといふことであります。

取組項目についての説明は以上で、45ページ、差別解消法に伴う各課、これは全庁的に取り組むという項目でありますので、各課での取組を45ページからまとめております。

その中で、右側には令和3年度に新たに取組をした項目を記載して、全部で6個ほど新しい取組がここでなされているということです。

最後に、まとめとして48ページから、事業評価の集計表という形でまとめております。これが、一番最後の54ページに、それぞれの項目の数をまとめております。右側の合計の欄です。これに、令和2年度と3年度においては、取組項目の数自体が異なりますので比較にはならないんですけれども、計画の初年度ということで、その1の一部着手というところが17となって、2年度の計画に比べるとこの部分が多いということが見てとれます。そういう意味で、ここの部分を今後2や3に持っていくということが、この3か年の中では必要かなというところでもあります。

最後、55、56ページは重点施策についての取組をまとめたところでもあります。障害

者の権利擁護、理解促進のための施策、重点施策の2が地域で安心して暮らし続けるための施策、重点施策3が地域共生社会実現のための施策というような取組になっております。

重点施策の中では、2番の地域で安心して暮らし続けるための施策というところが、地域生活支援拠点での取組というところが多くを占めておりますので、令和2年度から始めたというところで、まだ評価としてはこれから伸ばしていく余地があるというようなことで、2とか1というような評価が多いというふうな形になっております。

説明が長くなって申し訳ありません。以上で説明を終わります。

○I 部会長 盛りだくさんの東大和市障害者総合プランの報告でしたが、これにつきまして皆さんのご意見やご質問を伺いたいと思います。

お名前をおっしゃってからご発言ください。

○K 委員 Kです。確認なんですけれども、令和2年度があって、令和3年度があるので分かりやすいんですけれども、これ令和5年度と書いてありますけれども、これは第2次障害者総合プランの最終年度という意味で書いてあるんですか。

○事務局（小川障害福祉係主事） 小川です。最終年度の目標を定めるというふうに計画書のほうではなっておりますので、その最終年度の目標を記載しております。

○K 委員 そうしたら、令和5年度というより最終年度と書いたほうが分かりやすかったですけれども、分かりました。

○I 部会長 他にございますか。

○M 委員 Mです。市役所の各担当課の皆さんや、それから～とふるの皆さんが使命感をしっかりとって懸命に頑張っていることが分かりましたので、令和3年度からの3か年の初年度の進行状況ですので、来年の今頃とか、5年度にどうなるかというところで、またいろいろなお話、検討事項になると思うんですけれども、基本的にはしっかり頑張っているなということで傾聴しておりました。

私的には、40ページでしたか、成年後見制度のお話がございました。私が今勤めているセンターも、実は大変に問題がある分野で、開設して、ちょうどこの8月で30年になります。1992年にオープンしたときに、心と体の両面で最重度の障害をお持ちで、基本的には24時間支援、看護しなければならない。生存が危うい方々が対象で、施設に入れないことから東京都が肝いりで玉川上水に府中療育センターに続いて2つ目の療育施設ということでオープンしてもらった施設なんですけれども、地域に待機者がいっぱいおられて、当時平均25歳の方々が入れられたんです。お父さん、お母さんが50代、それから30年たちましたので、入所しておられる方はお亡くなりになるまで24時間、365日、支援をさせていただく施設なので、7割、8割の方がまだ頑張っておられるんですけれども、平均年齢がもう55歳、お父さん、お母さんは80代、もうお見舞いにも本当に来られなくなっているんです。そうなりますと、もう成年後見制度の活用を期待をすることは当然なんです。制度上、財産管理という面の成年後見制度なので、実際は、例えば春夏秋冬

冬で季節が回ってきたときに、衣服の交換とか、それから患者さん、利用者さんがいろいろな同行援助のサポートを受けながらいろいろなところを、リラックスするために、例えば移動するときも、基本的には成年後見人の方々が、今日はどこに行こうねとやってくれるわけじゃないし、お父さん、お母さんも80代で来られないんです。どうなるのという話が本当にあって、結局は衣服の交換、繕い物、そういうことも含めて、一体誰が、自分たちがいなくなった後、この子をサポートしてくれるのかしらと、本当に切実なことがあって、私ども職員も当然に全力で対応させていただいているんですけども、職員は増えないし。

結局、介護サービス費だとか、診療報酬とかというのは本当にお金がぎりぎりなので、自己収支比率は60%しかないんですね、重心の施設。都立も民立もみんなそうなんです。だから、東京都から年間10億円ぐらいの補助金をいただいて何とかやっているというのが現状であって、それはほかの種別の障害の施設はみんなそれで苦勞しているんだと思うんです。だから、成年後見制度もいいんだけど、限界があるので、その足らず前の部分はどうするの。衣服なんかは、例えば制服にすれば解決するんだけど、制服でお仕着せはよくないしと。だったら、この方に合った色合いの洋服は一体誰と一緒に考えてくれるのというところ、例えばですけども、そういう問題がすごく伏在している分野なので、そうはいつても、成年後見制度も十分に活用できていない現状も踏まえて、今後どうしていくかなというところが、私どもも課題になっている部分なので、非常にここが印象深く拝見したところでございます。すみません、何か何を言っているのかよく分からないんですけども、感想みたいなものです。

○I 部会長 ありがとうございます。身上監護の部分が大きな問題だろうと。

何かありますか。

○事務局（小川障害福祉係主事） お答えが難しいところですけども、在宅を基本と考えるとすると、その成年後見の制度というのはまたその一部を担うところで、その他のいろいろな障害福祉サービスと組み合わせながらその方を支援するということですけども、施設に入られているという方だと、この在宅のほうのサービスを使えないというようなことがあるので、そういう意味でちょっと課題がまた別にあるんだなというのを改めて感じさせていただいたところであります。

○I 部会長 ありがとうございます。

ほかに。

○J 委員 Jです。感想になってしまうんですけども、4点ぐらいあるんですが、まず1つは、1ページのところです。障害者差別解消法に基づく取組というところです。なかなか、ここ2年ぐらい新型コロナウイルスの蔓延が継続的に来ているので、なかなかこういう障害者施策をしていることに対する一般市民への啓発とか周知というのはなかなか思うように進められないところだったんじゃないかと思いますが、そうした中でも、できる

範囲で工夫をしながら取り組まれているんじゃないかなと感じました。

この、コロナ禍における合理的配慮についての啓発動画が3本できたということで、私も何回か拝見させてもらいましたが、非常に分かりやすく、よくできているなど感じるのですが、ちょっと閲覧数なんかを見るとまだ3桁ぐらいですので、やっぱり、一番見ていただきたい一般市民の方とか、民間事業者の方にも少しでも目に触れていただく機会をうまく作っていきるといいのかなと思ひまして、その辺ぜひ工夫いただけるとありがたいなと思ひました。

2つ目が、9ページから10ページのところなんですけど、緊急一時保育及び、支援事業その辺説明いただいたところなんですけれども、緊急時よりその支援事業につきましては、登録件数が39で、実際の支援として25件ということで、初年度から順調に利用されているんじゃないかなと思ひました。特に私たち日中活動系サービス事業所では、なかなか自宅に帰られた後もいろんな様々な不安事や心配事が基本尽きないというところで、なんですね。比較的、うちなんかだと電話対応という場面が多いんですよ。なかなか実際に使うことではなかったところですが、私たちのような日中活動の支援をしている事業者にとって、どうしてもボランティア的に支援していたところが事業として評価していただけるのはありがたいなと思ひますし、引き続き実施していただきたいと思ひます。

では、次に20ページですが、市役所での実習のところですが、2-2ですか。市役所内実習につきましては、市役所各課の皆様にもご尽力いただいて、業務の等、年々実習に携わる機会が増えてきているなというふうに感じておりますので、ぜひこの辺も力を入れていただけるとありがたいかなと思ひます。職場のほうでの実習につきましては、協力事業者は少しずつ増えていらっしゃるんですが、実態としては実習に出せる機会が少ないということで、なかなか市内には比較的大きな企業というのは少なく、協力しようかなという気持ちはあっても、実際、実習生を受けるとなると二の足を踏んでしまったりとか、実際にどう支援していいのかわからないというような部分もあるのかなというふうに感じましたので、何かしら、企業の側にちょっとしたメリットみたいなものがあるといいのかなというふうに思ひます。

あと、最後に24ページ、1-3、1-4あたりでは、精神保健福祉普及運動の周知であるとか、講演会の実施等につきましては、なかなかこれにつきましては一般市民の方もまだまだ精神疾患に対する偏見に近いものがまだまだあると思ひまして、それが原因で治療とか支援につながらないということです。ひきこもりとか、こういう問題が長期にわたるケースもあるんじゃないかなと思ひます。サービスに乗れる方はいいんですけども。こうした部分の啓発の問題につきまして、なかなか今はコロナで難しい面がございますが、うまく周知する機会をつくっていただけるといいのかなと思ひました。

以上です。

○I 部会長 ありがとうございます。

J委員のご意見に何か。

○事務局（大法障害福祉課長） じゃ、私から。4点ほどご意見いただきました。大変貴重なご意見をありがとうございます。また、私ども市としても大変励みになるご意見をありがとうございます。

まず、1つ目で動画のお話をいただきました。こちらについても私どもで、地域自立支援協議会生活部会の皆様が主体になって作成していただいたと。また、何よりも当事者の皆様が一緒に動画作成にご参加いただいたということで、本当にこの2年余りの間、コロナ禍ということで生きづらさを皆さん感じていらっしゃる、そうしたことがなかなか一般市民の方には通じていない、分かっていただけないというもどかしさがあるということは、当然当事者の皆様、ご家族もそうでありますけれども、私ども障害者施策に携わっている者としても大変憂っていたというところでございますので、部会の皆さまが力を合わせてこうした動画を3本作ってくださったということは大変ありがたいというふうに思っております。

J委員、おっしゃるとおり、やはり、せっかく作ったものでありますので、この辺、多くの皆様にぜひ見ていただきたいということを私どもも思っておりますので、様々な手法を通じて、こうしたチラシも作っておりますので、皆様方に見ていただきたいと。

あとは、間もなくコミュニティービジョンというものが市役所の庁内4か所にあるんですけれども、そこにも、例えば市民課の前でお待ちになっているお客様、そちらの方々にも目に止まるように、こういった動画を作成いたしましたというようなことの周知も間もなく始まるということでございますので、その再生回数につきましては、私どもも頑張りたいというふうに思っております。

あと、2つ目、緊急時よりそい、こちらにつきましても、なかなか本当に、J委員おっしゃるとおり、様々な市内の事業所がございますけれども、講習の参加もできない、本当にボランティア的なところで、これまで様々な場面でお力添えをいただいていたというふうに思っております。そうしたところにおいて、この地域生活支援拠点の整備という一環の中で、何か制度的なもの、フォローができないかというところで、市のほうとしても制度設計したというところで、この辺につきましては順調に、今のところ40近い事業所の皆様に登録をいただいておりますので、そうしたことをぜひこの制度を活用して、障害者の皆様の支援にさらなる活用をしていただければなというふうに思っております。

それから、庁内実習の件でございます。確かに市のほうで、障害福祉課のみならず、ほかの部署においてもかなりこの業務の切出しということでいろんな提案をいただいております。ちょっと今回、コロナ禍ということもあって、事業が縮小したという影響もあるかと思えます。伸びはそうありませんでしたけれども、事あるごとに、私ども障害福祉課所管課としても、ぜひともこの業務、障害のある方皆様の実習に役立つような切出しをしていただきたいということは周知をしておりますので、こちらのほうも今後伸びていくとい

うもので、私どもも期待をしているところでございます。

あと最後に、精神の講演会ということで、こちらのほうにつきましても、委員おっしゃるように、やはり一般市民の方に理解していただいて、市民の皆様にはぜひとも地域の支え手になっていただきたいというふうには思います。あと、一方で、私どもは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというところで、新たな会議体を31年度から設けております。様々な関係機関、それから事務局、私どももつながって、精神障害のある方にいかに支援していくか、長期入院されている方をいかに地域移行に結びつけるような対策ができるか、そして、その精神障害のある方への理解促進にどうやって努めていくかということ、会議体をもって皆様方と検討しておりますので、こちらのほうも順次前進するように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○I 部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ある方はいらっしゃいますか。

○N 委員 質問ではなくて、いい点というか、なんですけれども、評価の事業の欄を読ませていただいて、新型コロナの影響というか、理由というのは、これは立派な理由だと思うんです。もう、感染症で言えば100年ぶりの出来事ですから。そのために何々ができなかったということについては、あまり気にしなくていいんじゃないかなという気持ちがあるんです。例えば、2というのを3に上げることだって別に構わないかなというふうに思っています。遠慮せずに、新型コロナでできなかった、でもある行事を行うために事前の準備とかをされていたわけでしょうから、ましてや3年度の場合は初年度ですから、初年度、数値の場合などは、5年度はこうだけれども、3年度、4年度はちょっと少ない数字が示されているのが一般的ですけれども、3年度と比較してこれだけできたということで、自信を持っていただいても一向に構わないんじゃないかなという気がします。反面、ちょっとそれは少し甘いんじゃないかというような部分も若干見られる箇所もありますけれども、全般的には、2じゃなくて3でいいんじゃないかなというのが結構あるというふうに、自分自身としては考えました。

以上です。

○I 部会長 ありがとうございます。

何か。

○事務局（小川障害福祉係主事） ありがとうございます。そのようなご評価をいただけて、確かにできなかったけれども、そのための準備というのは絶対してきていますので、そこら辺をご評価いただけるような発言をいただきまして、ありがとうございます。

○I 部会長 ほかにありますか。

○P 委員 Pです。

20ページが一番上、2-1の就労支援事業の充実についての評価が、3となっていま

すが、令和3年でいいますと、241人登録してあって、29人が就労したということは、マイナス200人ちょっとが就労できなかったというふうに考えてよろしいのかと思いますけれども、令和5年度の目標も40人、もちろん令和3年度から増えてはいるんですけども、この令和3年度末時点で評価は3になっています。3ということは、これはこのぐらいの人数で順調ですか。令和2年までは達成という評価だったんですけども、この1割5分ぐらいで達成というふうに考えて、それでも就労するのは狭き門であって、非常に大変なことだということは分かるんですけども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○事務局（大法障害福祉課長） 大法です。

P委員のご指摘で、一応、令和5年の目標が40人に対して29人という数字、確かに数字を見る限りそうで、いろんな見方が当然できるかと思えます。この29人につきまして、一般就労された方、この令和3年度は離職者がいなかったというところで、これまでやはり、一旦就労しても、就労とは別の生活面において波があり、波長が合わなくてうまく就労につながらなかったと、離職につながってしまったという傾向が多かったんですけども、特に3年度はそういった傾向もなく、離職される方もいなかったというところで、それはある意味、就労生活支援センターのコーディネーターの頑張りであり、また、就職された方のそれ以上の頑張りがあったということで、双方の思いがうまく通じたということの思いもあって、我々としてはこのコロナ禍ということでありながらここまで数字が伸びたのかなというふうに思いまして、評価を3というふうにさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○事務局（小川障害福祉係主事） ちょっと補足で発言いたします。

この、今、委員ご指摘の障害者就労支援センターの登録者についてですけれども、こちらのほうは、ほとんどが就労している方です。ですから、241人のうち29人が就労できたという解釈ではなくて、新規に一般就労できた方が29人いて、その方たちも、逆に言うとその就労支援センターの登録者に加わったというような形を考えていただけののいいかなと。その登録者については、一旦就労したからそこで手放してしまうということではなくて、今、課長のほうから申し上げたように、離職、次の課題が定着なんです。実は、この定着の部分というのが非常に難しく、離職する方が増えているんですけども、この登録者の方については引き続き、その定着の支援ということで、就労してからも定期的に職場を訪問したりと、そういうような支援を行っている方が241人いらっしゃるというようなことをご理解いただければと思います。

○I部会長 ありがとうございます。

ほかには。

○L委員 Lです。

新しい地域の事業がたくさん説明されたんですけれども、21ページにあります、農福連携のことが書かれていますけれども、新しい取組ということですが、農業は、例えば種をまいて、苗を育ててという過程が大事でそれが障害のある方にとってもよいと言われていますが、それに対してこんなに手厚い支援があるんだということがわかってよかったと思います。それらの支援を必要とする方は比較的障害が軽い方が多いと思いますが、どこへ行って相談したらよいのかわからないと思うので、市の福祉課に行って相談すればよいということがわかりました。

そして、今日いただいた動画のことなんですけれども、ボランティア会でも研修会も毎年やっているんですね。ここのところ、ちょっとコロナのこともあってやっていないんですが、こういったものを見る研修をしてもいいのかなと思いました。ただ、やっぱりタイミングも大事かなと思いました。

○I部会長 ありがとうございます。農福連携はいろいろあるんですけれども、私としても意見があるんですけれども、そんな、埼玉のやつはちょっとどうかなと思ったりしています。

私が説明する必要もないのであれなんですけど、本来、障害がある人たちが農業に関わることはとてもいいことだとおっしゃるんですけれども、実は、障害者雇用率が上がって、企業が障害者を雇用しなければいけなくなって、でも、雇用できない。例えば、障害者の人がどうしても働きにくいような職場とかがあって、そこにも障害者の人の雇用が課せられているので、どこかの農地にビニールハウスをたくさん建てて、そこに障害者の人を雇用して、そこで野菜か何かを植えて、ここの部分はこの会社、ここの部分はこの会社というふうにして、障害者雇用率を達成するように、ここの部分の雇用を売っているという、言い方は悪いけれども、そういうところもあるんです。それが本当に障害者の人が望む就労なのかというところで議論があって、私のところの利用者の方も何人か行っておられますけれども、就労先は物すごく大きな一部上場の会社になっているんですけれども、働く場所はそこのハウスだということで、ほとんどその会社とは交流がないというようなことが起きていて、それが今ちょっと問題になっているのが一部なんですけれども、もうちょっと大きく見ると、大きなところできちっと、障害者の人ができるような農業の道具を作ったり、農業の仕組みをやったりして、生産性を上げているという農業法人もある。だから、障害福祉課がやることではないかもしれないけれども、よく見極めてやられたほうがいいんじゃないかなと、私が言う立場ではないんですけれども、申し訳ありませんが、すみません、余計なことを言いました。

○事務局（大法障害福祉課長） ありがとうございます。

○L委員 Lです。

私は、東大和市内でそういったことを理解していただく農家さんに協力いただいている世界をイメージしたんですけれども、おっしゃったような形はちょっとイメージしていな

かったんですけれども、市内に農家さんはありますし、もしそれで、そういう方々のためにということですので、ぜひ進めていただければと思います。

○I 部会長 ぜひそうなるといいと思います。

ここまでで、皆様のご意見を伺いましたが、ほかになければ次の議題に……

○K 委員 もう一つ、農福連携の話ですけれども、埼玉のほうは結構、環境が悪いので、障害者が働くことに関しては、よっぽど事前にチェックしないと変なところへ行く可能性がありますから、注意してください。

今、障害者総合支援法と障害者差別解消法が見直しされていて、なかなか法律が施行されないんですけれども、今度はかなり真剣に見直しして、ちゃんとしたものが出てくるかなというふうに期待していますけれども、その辺の法律が出ることによって、何か少し計画が改定されるとかというのはありますか。例えば、障害者差別解消法は民間事業者に対しても合理的配慮が義務化されると思いますけれども、そういった場合、何か市として、障害福祉課として新しい取組が発生する可能性がありますか。

○事務局（小川障害福祉係主事） 今、委員のご指摘があったとおり、国のほうで障害者総合支援法の見直し、それから差別解消法については既に見直しをして、国会で成立をして、ただ、公布はされないんです。

○K 委員 公布されていませんよね。

○事務局（小川障害福祉係主事） ええ、そこがちょっとどういう状況になっているのかというのがちょっと分からない状況があるんですけれども、いずれにしてもそれらについては、来年度策定する次期の第3次のプランの中で反映させていくことになろうかなというふうに考えていますので、皆様から積極的なご意見をいただければというふうに思います。

○I 部会長 よろしいですか。

○N 委員 Nですが、今ちょっとお話を聞いていて、障害のある方を数として、1人、2人だったらほぼ2%の枠を突破できるという、人間として見ていないということですよ。何かそういうのは日本の社会ではまだまだ、外国から来た人に対しても同じように、もう数をそろえるではないんですけれども、数だけやって人として見ないというのが、今お話を伺っていて、こういうところでもそういうのが出ちゃっているんだと思って、ちょっと個人的にはがっかりしました。

○I 部会長 どうですか。

○事務局（小川障害福祉係主事） それが障害者雇用の全体ということではなくて、ほとんどの企業においては、やはり雇用率を達成するという目標の中で、雇用した方の待遇だとか、そういうのをきちっとしていこうというふうにされているというふうには考えています。

例えば、特例子会社という形で、それも評価が分かれるところかもしれませんが、

1つの企業の中でまた小さな会社を作って、そこに障害のある方をその部門にまとめて、ただそこにきちっと人を配置して、それらの方が職場でいろいろ悩みとか、困ったことがあったら、きちっと聞いてあげるような体制を整えているような企業も多くあります。その一方で、先ほどお話があった、農福をうまく活用というか、利用してやっているという側面もあるというのが実態ではあるので、やっぱりそこは、うちの就労支援センターなんかでも就労先として見極めつつ支援しているということです。

○I 部会長 皆さん、よろしいですか。

では、次の議題に移りたいと思います。

議題の2、第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査実施概要（案）についてであります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（小川障害福祉係主事） はい。こちらのほうの第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査実施概要（案）についてご説明したいと思います。

来年度いっぱいをかけて、次の令和6年度からの3か年になると思いますけれども、今のほうでいろいろ議論をしていて、この計画期間がひょっとしたら延びる可能性もありますが、現行のままいくと、6、7、8の3か年の計画を来年度策定するということになっております。そのための準備事務として、障害のある方等のニーズをきちっと把握するというようなことを主な目的として、今年度、アンケート調査を実施するということです。

これは、前回、前々回の計画策定の折にも同様の取組をしております。方法として、当事者向けの調査、それから障害者サービス事業者向けの調査、この2種類の調査を行います。障害者向けの調査については、障害者手帳をお持ちの方、身体、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの所持者と難病患者福祉手当の受給者が市で把握し得る障害のある方ということになるので、それらの方全数に調査を行うということです。

それから、事業所については120余りの事業所がございますので、それらに個別に調査を行うということです。

数で申し上げますと、そこに書いてあるような、障害当事者向けは4,300人余り、前回の調査においては大体50%前後の有効回収率であったということです。

それから、2ページ目から、前回調査の調査項目を列記しております。このアンケート調査に基づいて今回の第2次のプランが策定されているわけですがけれども、実は、今回のこの第2次の計画から、アンケート調査の項目に近いような形の計画書の柱立てに実はなっております。そこは、このアンケート調査を反映させたような形の計画作りになっております。

この中で、住まいや生活について、健康や医療について、就学・就業について、外出・社会参加について等については計画の柱立ての1つ1つになっているということです。

それから、障害福祉サービスの利用についてというところで、非常にたくさんのサービスを列記しておりますけれども、こちらのほうは障害福祉計画、国のほうで定めた計画に

基づくサービスについては、利用状況等をしっかり押さえなさいということがあるので、個別のサービスごとに意向や評価を伺っているということです。

それから、4ページ、5ページにおいては、その他の福祉や生活に関する相談や情報入手、それから災害時、権利擁護等についての設問ということであります。

結構、かなりの分量の調査票となりますので、なるべくそれに対して答えやすいような設問の仕方を工夫はしております、知的障害等がある方等を念頭に置いて、アンケート票においては表記を工夫したり、ふりがなを必ず振るというふうな工夫をして、それでも16ページぐらいの分量になって、設問も50近くになっておりますので、今回検討するに当たっては、その5ページのところに、新型コロナウイルス感染症の影響等の質問も加えるかなということを考えておりますけれども、それに当たっては逆に削除するような質問項目も考えていかないと、ちょっとこれ以上、分量的に質問を増やすというのはかなり難しいかなというふうには考えています。

それから、6ページ、7ページは、障害福祉サービス事業所向けの調査というようにことで、これは前回調査から初めて障害福祉計画においては実施したものです。その中で、特に重点的に伺ったのは、人材の問題です。そこでどんなような苦労があったり、どんなような支援があればいいのかというようなことを伺っております。それから、事業所のサービスの提供における課題ということで、なかなか障害福祉サービスに関しては、障害の特性というものがありますので、それに応じたきめ細やかな対応というのが求められるので、その面でいろいろ苦労をしているというような結果が伺われています。

今回調査で追加を考えている項目というのは、同じくコロナのことですか、ひきこもりということが課題になっておりますので、そこら辺を事業所で一定程度把握しているのであれば、少し参考にできればというようなことも課題として上がっています。

それから、ちょっとここにもう1項目、共生型サービスというのが前々回の報酬改定から加わっておりますけれども、東京都下においては、なかなかその部分は進んでいないんですけども、これは障害と介護保険、それぞれの分野で一定の基準を満たさないけれども、それぞれのサービスを利用できるようなものとして設けられたものです。だから、東大和市でいえば、高齢のサービスのほうがかなり充実していますので、そういうところで障害福祉サービスの不足している部分を高齢のほうで補える可能性があるのが共生型サービスではないかなということで、その点についてもちょっと新しい、まだ取組が少ない中で、事業所の皆さんとしてはどういうふう考えているのかということ、この障害のほうのアンケートでも行いますし、介護保険のほうでのアンケートもほぼ同時期に行う予定なので、それぞれで設問を設けられたらなということは、ちょっと考えたりしておるところです。

今日は、こういう形で、前回調査の項目をお示しするということにとどまっておりますので、皆様からいろいろご意見を伺って、設問をまとめていきたいというふうに思っ

おります。12月が実施時期になりますので、ちょっとこの部会は年度内では2月実施というふうに考えておりますので、その間にこの調査を実施して、その速報値的なものを2月にまたお示しできればと考えております。

以上です。

○I 部会長 ありがとうございます。

第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査実施概要についてのご説明を頂戴しました。ご質問やご意見ありますか。

○OM委員 メールなんかでも、本当にいかがわしい迷惑メールというのが物すごいはびこっているし、前回の調査の実施状況、有効回収率47.0%、もう少しずつパーセントが増えるといいなと思うんです。結局、そういう中に弾き飛ばして回答してくれない、回答しない方の結構な割合が、本当に市役所から来たのかしらとか、プライバシーの塊ですから、結局は悪いところに誘導するんじゃないかと、そういう理由で回答しないという方も案外たくさんおられるような気が、ちょっと漠然と、根拠もないんですけども、やっぱり皆さん真面目ですから、ちゃんと支援してくださる東大和市から来ているということがはっきり分かれば、皆、回答してくれる人は結構多いんじゃないかなと。そういう意味でご努力いただいているんですけども、真正の、本当に東大和市からのアンケート調査だということ、もうご準備いただいているのは当然だと思うんですけども、より分かりやすく、伝わるような、できる範囲内で構いませんので工夫をして送っていただけるといいのかなと、ちょっと思ったところです。

○I 部会長 ありがとうございます。

○ぎょうせい山崎研究員 山崎です。

封筒とか送付用の封筒とか、中には戻すための封筒も同封してあるんですが、そこに東大和市アンケート在中とか、市役所から来たものというのが書いてはいるんですけども、あと、今回はたしかちょっと絵を入れたりとかいうことで、通常、冷たいイメージの封筒だけではなくて、調査に協力してというか、いかがわしい部分がそれで払拭されるかどうかという話は置いておいて、その辺の周知というのに少し力を入れようということ、少し封筒のほう等も工夫させていただいて、そういう形を取らせていただいているという工夫を、今、している最中です。

○OM委員 よろしくお願ひします。

○I 部会長 ほかにありますか。

○P委員 Pです。

まあ、当事者のほうのご意見はよく分かると思います。気になるのは事業所のほうです。有効回収率は70.1%、前回は3年前ですが、7割の回収率で、これやっぱり事業所の内容というのは把握して連携提携しなければならない部分が多々あると思うんです。これは障害福祉施設に限らず、老人のほうの施設も含めてなんですけれども。これ、事業所が

回答しないというのは、今おっしゃったように、当事者の理由とは全く違う理由だと思うんですけども、なぜしないのか。これはやっぱり、もし忙しさに紛れてしなかったら督促してもいいだろうし、これはやっぱり、3割の事業者がひよっとしたらブラックなのかなという、そういう疑いがあります。だから、それは市がきちんと早めにいろんなことを把握するということから、なるべく100%に近い事業者の回収率をぜひ望んでほしいなと思います。

以上です。

○I部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

○ぎょうせい山崎研究員 確かにこの手のものは100%にならないものなのですが、全国的に見ても、この事業所に関して言えば、やっぱり忙しいというのが相当あるんだと、そこまで事務に追われている状態の現場ですので、そこにはちょっと負荷がかかっているのかなという調査でもある、それでもやってくる人はやってきますけれども、返してこなかったところがブラックかどうかは置いておいて、市のほうとしてはどこが戻ってきたかは分かっているんですよ。リストを持っていますよね。

○事務局（小川障害福祉係主事） そうですね。

○ぎょうせい山崎研究員 だから、その辺をどういうふうにするかということはちょっと置いておいて、市の事業者さんとどういう意向なのかということ、将来の数値目標を立てる上でも、お考えを聞いた上でそれを生かしていくということで、そこをうまく回答、戻ってきたところ、戻ってこなかったところもどう活用していくかということは工夫をしていく必要があるかなというふうには思います。

あと、回収率を上げる手としては、これは市のほうとお話ししていませんけれども、事あるごとに事業者さんとの連携の中で、そういう調査に協力を要請するというのも、これはすごく大事なことです。忙しい、特に12月というのは結構忙しい時期なので、そのときにあえて協力をお願いするということもしなくてはいけないのかなというふうには思います。

以上です。

○I部会長 K委員、何か質問は。

○K委員 私は視覚障害者なので、アンケートに回答する当事者ですけども、3年前、そのアンケートがえらい大変だったんです。特に視覚障害の人たちからは不評が多かったんですけども、なるべく回答しやすい簡単なものにしていただかないと、途中で放り投げちゃう人も出てくるので、その辺ちょっと配慮していただきたいなと思います。

○I部会長 これは全部記入式なんですか。

○ぎょうせい山崎研究員 はい。

自分は聞き取りとかではなくて、ご自身に記入してほしいです。

○I 部会長 例えば、一部はスマホで入れるとか……

○ぎょうせい山崎研究員 そこは想定していませんね、これに関しては。

○I 部会長 全部手で書けというのは、多分K委員が言っているとおり、私の事業所にもたくさんこういうアンケートが来るんですけれども、手で書けというやつほどやりたくない。今はGoogleで答えられたり、場所によっては選択肢があって、やるようになっているのが多くなってきているんですけれども、全部手で書けとなると、ちょっと嫌だなと私は思います。だから、もう少しそれを工夫できるように、今はもうスマホの時代ですので、スマホで読み取って、そこの中から選べるようになっているんだったら、もう少し回答率が上がるような気がします、もうそういうふうになっているということなので、私はそういう意見です。

ほかにありますか。

○N委員 自分も思ったことなんですけれども、今、K委員のほうからお話を伺って、当事者向けの障害福祉サービスの利用についての項目、1から50プラス1ですけれども、これは 全ての項目に答える必要はないわけなんですけれども、これを見て、申し訳ないですけれども、何か量が多いなというふうに感じました。ただし取組項分が分かれているわけですから、障害の部分も。だから答えざるを得ないんですけども、 1 ページ全部使っているのかと思っちゃうと、何かビビっちゃうとか、引いちゃうとか、その引くのを食い止めるために、僕は疎いですが、今言われたような方法を使って、障害のある方が抵抗感がなく答えられるような手だてを取れば、5割切っていますが、それが6割、7割になってくるのかななんて思ったりはするんですけれどもね、想像です。

○事務局（小川障害福祉係主事） いろいろご意見いただいて、最新の技術の活用とか、そういうことができればいいんですけれども、なかなかその部分は難しいところもあって、先ほどのK委員のお話、何か前回もそういうことがあったというふうには記憶しております、そういう部分は障害福祉課のケースワーカーとかに求めていただければ一緒に回答のお手伝いをするとか、そういう人の力でできるところはしてまいりたいなというふうには考えておりますのと同時に、ちょっとこの項目について、あまり過剰に、負担にならないようなところは検討してまいりたいと思います。

○I 部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○K委員 もう一ついいですか。Kです。

コロナ感染のアンケートをどうするかというのがありましたけれども、コロナに関しては刻々と変化しているので、我々の考えも変わってくる。例えば一番最初の令和2年度、コロナが発生した年ですけれども、その年の例えば10月ぐらいまでは、やっぱり障害者はひどい目に遭っている。特に視覚障害者は、例えばお店に入ろうとすると、単独で入っ

てください、店員には声をかけないでください、商品には触らないでくださいと、そういうふうだったんです。そうすると、視覚障害者は利用できませんよね。お店の人に声をかけていろいろ教えてもらわないと買えないです。でも、今はそういうことを言うお店なんかは全然ないです。もうほとんど普通になっているので、コロナ感染に関するアンケートを取ろうとした場合、何かどういう観点から、いつの時点のアンケートにするかというのもよく考えていただかないと、回答する側がちょっと困ってしまう。最初に感染が発生したときは、要は事業所側が、自分たちが感染したくないからいろんなことを抑えちゃうという感じだったので、そうすると、障害者は大変な思いがある。でも、今はそんなことをするお店は一個もないので、今はそんなに大変だという回答はあまり多くないと思うんです。その辺は何か具体的にイメージをお持ちですか。

○事務局（小川障害福祉係主事） コロナに関する調査というのは、こういう形ではないんですけども、この間に、自立支援協議会の生活部会のほうで個別に、事業所の方や当事者の方にアンケートを取ったりしております。やはり、その時点での課題というのが中心になっておりますので、そこでの調査結果もありますので、それらを踏まえて、今、これから先に向けて必要な支援だとか、そういうことについて何うようなものになるのかなというふうには考えております。

○I部会長 よろしいですか。

ほかにご意見がなければ、次の議題に移りたいと思います。

議題3、その他についてですけれども、事務局から何かございますか。

○事務局（小川障害福祉係主事） 先ほど紹介いたしました、このオレンジのチラシの動画です。ぜひご視聴いただいて、周りの方に広めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと併せて、12月3日に地域自立支援協議会・障害者相談員の合同で理解促進の事業を実施するというので、今回はスタンプラリーという方式は去年度のを引き継ぐんですけれども、自立支援協議会がちょうど10周年を過ぎたところで、この自立支援協議会の専門部会の活動を知っていただくということを通して、障害者理解が深められたらということで、4つの部会でどんなことをやっているのかということを中心に企画を進めております。

その中で、今回紹介した動画の上映、なかなか、ユーチューブでは見られますけれども、そうでない環境の方もいらっしゃるのので、このときにも見られるようにしていくということですとか、それから、昨年は作業所のスタンプラリーを実施しましたがけれども、今回は一堂に会していただいて、展示や販売をするというようなことを考えておりますので、また正式なものが出来上がったところでご案内できればというふうには考えております。

以上です。

○I部会長 ありがとうございます。今のご説明に何かありますか。

次回は……

○事務局（幸村障害福祉係長） では、私のほうからこちらの会議の今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

今年度第1回の地域福祉審議会全体会につきましては、2月に開催し、審議会所管の各計画の令和3年度実施状況報告と答申作成を行います。第2回の障害者部会を同じく2月に開催させていただき、事前調査結果速報値の報告、次期計画に関する国の基本方針が示されれば、それに基づく審議を予定しております。全体会と第2回障害者部会につきましては、改めて日程の調整をさせていただきたいと思っております。

また、令和5年度、来年度になりますけれども、障害者部会のほうは3回ほどの開催を予定しております。第3次東大和市障害者総合プラン策定作業を進め、令和6年3月には計画として取りまとめる予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○I部会長 それでは、本日予定されていた議事は全部終了いたしましたので、以上をもちまして障害者部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。